

平成26年度 第3回富士見市環境審議会会議録

日時	平成27年1月15日(木) 午後2時00分～3時30分
場所	市長公室
出席者 (欠席者)	<p>審議会委員 出席者：澤田委員、須田委員、木内委員、横山委員、京谷委員、川上委員 関根委員、羽石委員、細田委員、前村委員、齋藤委員</p> <p>欠席者：関井委員、石塚委員、千種委員、平塚委員</p> <p>市：環境課(事務局) 山田自治振興部長、益子環境課副課長、會田係長、佐藤</p>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. あいさつ 3. 議事 (1) 第2次美化推進計画について 4. その他 5. 閉会
公開・非公開	公開(傍聴人 0人)

1 開 会

2 あいさつ

自治振興部長

3 議 事

(1) 第2次富士見市美化推進計画について

第2回審議会後に修正した素案の概要について事務局から説明

①計画の基本方針について

- ・富士見市をきれいにする条例の理念を具体化した計画であるので、基本的な理念は継続していく。
- ・4月から「ららぽーと富士見」が開業することに伴い、「ららぽーと富士見」事業者・来訪者・行政の美化推進の見地から役割を明確化した。

②第2回審議会の意見について

- ・すべて了承し修正した。

③計画期間について

- ・10年間から5年間とした。

④「市民」を「市民等」に変更

- ・富士見市をきれいにする条例で「市民等」とは「市内に居住し、若しくは滞在し、又は通過する者」と定義されているため計画上も表現を統一した。

⑤別表1 美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域について

- ・区域図が完成、鶴瀬駅周辺については26年度末時点の道路状況に修正した。

<質 疑>

委 員：「市民」、「市民等」という言葉が混同しているので統一したほうがよい。

事務局：修正します。

委 員：来訪者にも役割を求めるのか。

事務局：富士見市をきれいにする条例では「市民等」に来訪者も含まれているため、来訪者の役割も明確化しようと考えている。

委 員：富士見市にとって「ららぽーと富士見」の開業とはどのような意味を持っているのか。

事務局：大型商業施設の開業は人の流れや環境など、市に大きな変化をもたらすものと考えている。その点を踏まえ計画内に明記している。

委 員：「ららぽーと富士見」との協定の締結に向けて交渉は開始しているのか。

事務局：これからである。

委 員：「来訪者」の定義を明確化するべきである。「ららぽーと富士見」への来訪者を指すのか、すべてにおける市外からの来訪者を指すのか不明確である。

委 員：冒頭に注釈を入れるべきである。

事務局：確認の上、定義していきます。

委員：「ららぽーと富士見」の開業により環境が大きく変化していることを想定している
のであるならば、周辺を区域指定するべきではないか。

事務局：開店後の状況を見極めた上、検討していきたい。

委員：過去に富士見市がパブリックコメントを実施してどの程度意見が提出されている
のか。

事務局：計画の内容によって異なる。

委員：第1次美化推進計画策定時のパブリックコメントではいかがか。

事務局：23件の意見が提出された。主に路上喫煙禁止区域に関する意見である。

委員：ただ単に実施して何も意見が提出されなければ意味がないのではないか。例え
ば、事前に関係団体への周知や意見の打診などを行うことも必要である。

事務局：パブリックコメントの実施方法は決まっており、広報やホームページで周知を
図り実施する。事前に関係団体への周知や意見の打診を行ってはいないため、
そのような方法で実施してよいのかは確認が必要である

4 その他

今後のスケジュールの確認

5 閉会

環境課副課長